

令和６年（２０２４年）８月２２日

教育改革推進課

熊本市学校規模適正化基本方針（概要版）について

１ 改定の趣旨

本市では平成２４年（２０１２年）７月に外部有識者等による「熊本市学校規模適正化検討委員会」を設置し、学校の規模と配置に関する基本的な考え方と小中学校の将来的な方向性についての議論を重ね、平成２５年（２０１３年）３月、報告書が提出された。教育委員会ではこの報告書を基に、平成２６年（２０１４年）６月に「熊本市学校規模適正化基本方針」を策定し、最適な教育環境の実現のため、小中学校の規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策を示した。

しかし、策定後の１０年間で児童生徒の数は約４，６００人減少し、さらに、最新の推計では令和１２年（２０３０年）までの６年間で約３，５００人減少すると見込まれている。

また、農業振興地域や山間部、一部の都市部で児童生徒が減少し、複式学級や単学級の学校が増加している一方、住宅開発による人口流入や社会状況の変化に伴い、学校が大規模化するという偏在化も見られている。

このようなことから、最適な教育環境を整備するため、従来の基準に加え、適正規模・適正配置の方策について整理しました。

２ 取組の内容について

添付の熊本市学校規模適正化基本方針（概要版）、熊本市学校規模適正化基本方針（たたき台）のとおり

３ これまでの取組

年	月日	内容
令和６年 （２０２４年）	４月３０日	第１回熊本市学校規模適正化検討会議
	６月１８日	第２回熊本市学校規模適正化検討会議
	７月 ３日	第３回熊本市学校規模適正化検討会議

※教育委員会事務局の部長及び関係課長等で構成し、「熊本市学校規模適正化基本方針（改訂版）」についての検討を行う。

４ 今後の主なスケジュール

年	月	内容
令和６年 （２０２４年）	９月	議会（概要版の報告）
	１１月	教育委員会会議（素案の協議）
	１２月	議会（素案の報告）
	１２月	パブリックコメント
令和７年 （２０２５年）	１月	教育委員会会議（改定案の協議）
	３月	議会（改定案の報告）
	３月	教育委員会会議（議決）

熊本市学校規模適正化基本方針（概要版）について

この10年間で児童生徒数は約4,600人減少し、更に、令和12年（2030年）までの6年間で約3,500人減少すると見込まれている。一方で、一部地域では住宅開発による人口流入や社会状況の変化に伴い、学校が大規模化し、近年、プレハブ教室が増加している状況も見られる。

このようなことから、最適な教育環境を整備するため、従来の基準に加え、適正規模・適正配置の方策について整理した「熊本市学校規模適正化基本方針（改訂版）」を策定する。

第1章 学校規模適正化に向けたこれまでの取組

1 これまでの取組

（1）分離新設による適正化

分離校名	田迎西小学校		力合西小学校		龍田西小学校	
分離前学級数	田迎小学校【31学級】		力合小学校【31学級】		龍田小学校【36学級】	
分離年度	平成25年度		平成26年度		平成28年度	
令和6年度学級数	田迎小 13学級	田迎西小 17学級	力合小 17学級	力合西小 21学級	龍田小 19学級	龍田西小 14学級

（2）統合による適正化

	松尾東小学校	松尾西小学校	松尾北小学校	小島小学校
平成27年度学級数	3学級	4学級	3学級	6学級
平成28年度統合	小島小学校			
令和6年度学級数	12学級			

	河内小学校	河内小学校白浜分校
平成29年度学級数	6学級	2学級（複式学級あり）
平成30年度統合	河内小学校	
令和6年度学級数	6学級（複式学級解消）	

（3）緩衝地区の設定による適正化

託麻中学校の大規模校化への対策として、平成30年度（2018年度）、託麻中学校が進学の指定校だった田迎南小学校のすべての校区に対して、隣接校の出水南中学校へ進学を選択できる緩衝地区の設定を行う。

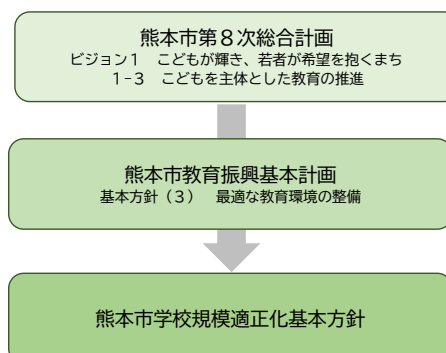
（4）天明校区施設一体型義務教育学校の取り組み

天明校区の中緑小学校、銭塘小学校、奥古閑小学校、川口小学校の4小学校については、全学年が単学級又は複式学級となっており、今後も児童数が減少していくことが見込まれる。

そこで現在、小学校4校と天明中学校をひとつにした、本市初となる施設一体型義務教育学校の開校に向けて取り組んでいる。

2 基本方針の位置付け

基本方針は、「熊本市教育振興基本計画」における基本的方向性を踏まえ、豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育むための教育環境の充実と向上を図ることを目的とし、今後の基本的な考え方やそれを実現していくための手法等を示し、その推進を図る。



第2章 学校の適正規模・適正配置の必要性（現状と課題）

1 本市の現状

（1）規模別学校数（令和6年（2024年）5月1日現在）

	過小規模校	小規模校		適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	【1～5 学級】 3 校	【単学級】 1 3 校	【7～11 学級】 1 2 校	【12～18 学級】 5 7 校	【25～30 学級】 6 校	【31 学級以上】 1 校
中学校	【1～2 学級】 0 校	【単学級】 2 校	【3～11 学級】 1 9 校	【12～18 学級】 1 8 校	【25～30 学級】 3 校	【31 学級以上】 0 校

・小学校には複式学級のある学校が3校ある。

（2）学校規模によるデメリット

①小規模校のデメリット

- ・切磋琢磨競い合いが少なく、集団生活になじみづらい。
- ・多様な意見に触れることが少なく、協調性や社会性を身に付けにくくなる。
- ・教員数が少ないため、教科等バランスのとれた配置が行いにくい。

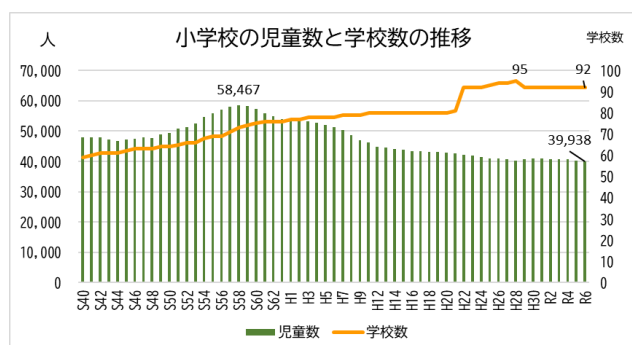
②大規模校のデメリット

- ・全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
- ・学校行事等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
- ・特別教室や体育館等の施設等の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

2 本市の課題

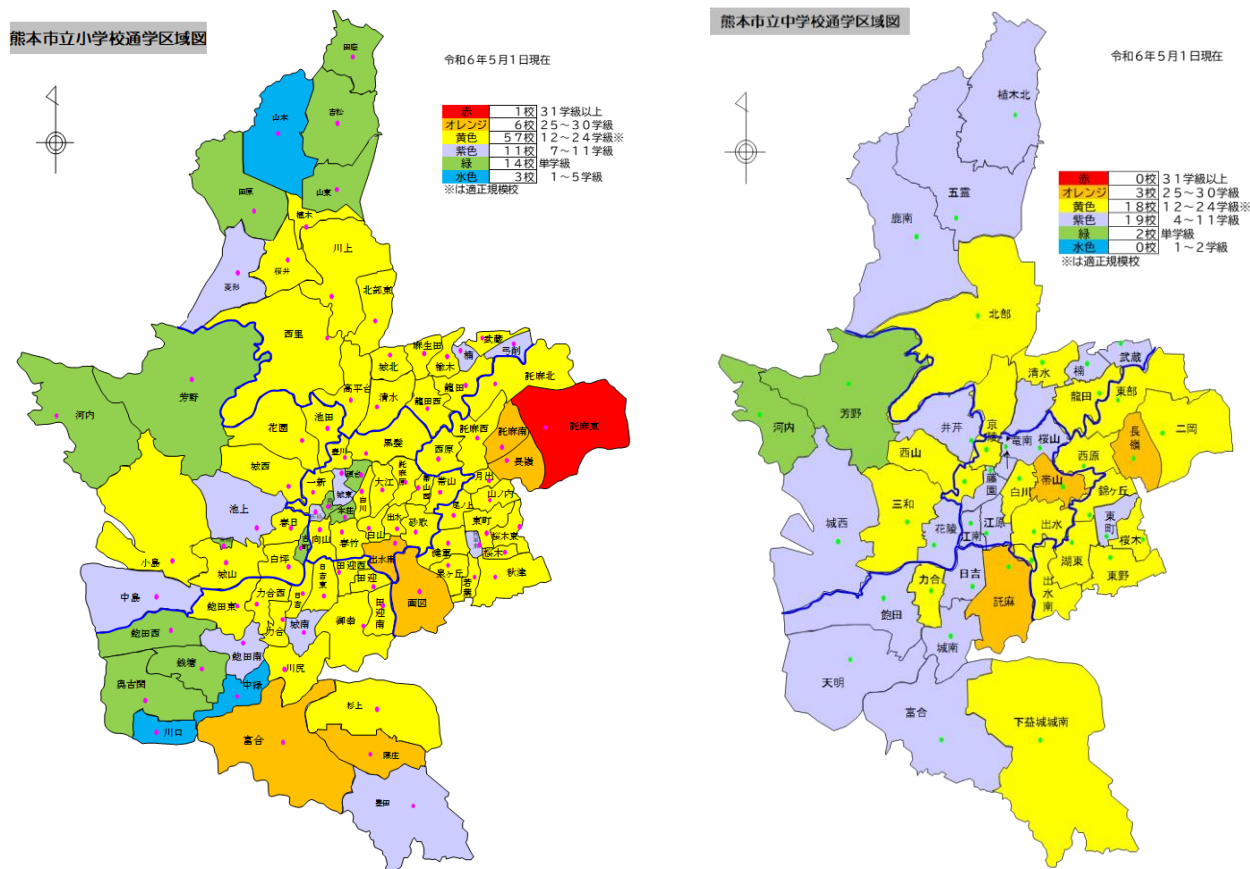
（1）学校数の変化はほとんどないが、児童生徒数は年々減少している。

児童生徒数と学校数の推移



(3) 本市の北部、西部には小規模校が多く、東部、中央部には比較的大きな学校が多く、偏在化が見られる。

学校規模による分布図



第3章 適正規模・適正配置の方策

1 適正化の基準

(1) 適正規模の基準

- ・【小学校】 12学級以上から24学級以下（一学年：2学級から4学級）
- ・【中学校】 12学級以上から24学級以下（一学年：4学級から8学級）

(2) 通学距離の基準

- ・【小学校】 おおむね4 km以内
- ・【中学校】 おおむね6 km以内

2 適正化の方策

(1) 小規模校への対応

- ア 緩衝地区の弾力化
- イ 学校選択制度
- ウ 地域の実情を踏まえた通学区の見直し
- エ 隣接校との統合

(2) 大規模校への対応

- ア 緩衝地区の弾力化
- イ 学校選択制度
- ウ 地域の実情を踏まえた通学区の見直し
- エ 分離新設

【統合検討基準】

- ・複式学級がある学校
- ・全学年において単学級となる学校

【統合の方法】

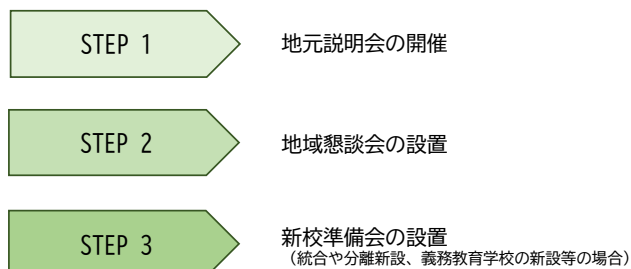
- ・小学校同士（中学校同士）の統合
- ・小学校と中学校の統合

【分離校設置検討基準】

- ・長期間で31学級以上となる場合
ただし、31学級以上で、将来の児童生徒数が減少傾向にない場合
- ・校区内に分離するための適切な用地確保ができる場合

3 適正化の手順

学校規模や配置の適正化については、児童生徒、保護者、地域の方々と学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための共通の視点を持って検討を行い、理解と協力を得ながら進めていく。



第4章 適正化に向けた取組

1 今後の取組

第1段階の検討対象校

- 1 複式学級がある学校
 - ・中緑小学校（令和9年度（2027年度）より天明義務教育学校）
 - ・川口小学校（令和9年度（2027年度）より天明義務教育学校）
 - ・山本小学校
- 2 複式学級が見込まれる学校
 - ・田底小学校（令和10年度（2028年度））
 - ・芳野小学校（令和11年度（2029年度））
 - ・田原小学校（令和11年度（2029年度））
- 3 全学年単学級が続く学校（～令和12年度（2030年度））
 - ・碩台小学校
 - ・慶徳小学校
 - ・本荘小学校
 - ・古町小学校
 - ・高橋小学校
 - ・飽田西小学校
 - ・吉松小学校
 - ・芳野中学校
 - ・河内中学校
- 4 31学級以上が続く学校（～令和12年度（2030年度））
 - ・託麻東小学校